

国税は37件、地方税は27件が検討対象

関係府省庁連絡会議

政府は9月30日、予算・税制に係る公的制度の基準額・閾値の点検・見直しに関する関係府省庁連絡会議の第2回会合を開催した。会合では令和8年度概算要求と税制改正要望を受けた公的制度の基準額・閾値の点検結果が内閣府から示され、このうち税制に関する点検では、国税で37件の措置が、地方税で27件の措置がそれぞれ今後の税制改正プロセスの中で見直しの検討対象となり得るとされた。

長年据え置かれた基準値等の見直し

今回、物価上昇の継続といった点検の趣旨を踏まえて、長年据え置かれたままの基準額と中小企業者等の少額や閾値として、適用期限がなく、かつ、過去10年以内に見直しを行っていない基準額等がある国税の273件の措置のうち、基準額の引上げが国民の負担軽減につながるものなどを含めた135件を中心に、8年度税制改正での要望の可否等を点検した。

その結果、①各府省から要望があったものとして、経済産業省が要望した食料支給に係る所得税非課税限度額直しの合計9件が、②減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の基準額(9月22日号1面参照)、国土交通省が要望した優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例等における建築費単価基準等(対象となる住宅に係る単価の上限額)など6件、農水省が要望した厚生農業協同組合連合会の法人税

控除証明書等の交付時期が異なる

年末調整の「調書方式」で留意事項

国税庁はこのほど、令和7年分の年末調整から適用を受ける従業員がいる、調書方式による住宅ローン控除の留意事項を示したリーフレットを公表した。金融機関等から年末残高証明書の交付を受けるこれまでの証明書方式と、税務当局から年末残高情報の提供を受ける調書方式では、面交付の場合は入居2

て37件の措置が税制改正プロセスで見直しの検討対象となり得るとした。

地方税でも同様のものほか、不動産取得税、固定資産税、自動車税、軽自動車税の非課税基準額の見直しなど27件の措置が検討対象になり得るとされた。

国税で今回の点検対象の中心とした135件のうち、検討対象外となったのは、例えば、端数計算規定、資本金基準、同族会社の留保金課税(税率区分の基準額)等、適正な課税の確保や納税者間の税負担のバランス等の観点から踏まえて設定されているもので、物価動向によつてのみ見直しを行うことには馴染まないと判断した。

なお、今後の検討は与党の税制調査会で行われることになる。

任意組合等の届出で留意事項

国税庁は9月30日、インボイス制度における任意組合等の届出書の提出に当たっての留意事項等を示したリーフレットとYouTube動画「5分でわかるインボイス任意組合等の対応」をインボイス制度の特設サイトに掲載した。

任意組合等が行う取引についてインボイスの交付を行うには事前

に、税務署長に対して「任意組合等の組合員の全てが適格請求書発行事業者である旨の届出書」を提出する必要があることとなった。インボイスの交付は、インボイスの提出がなければ、提出がない場合、取引の相手方は仕入税額控除の適用を受けることができない。

届出書の提出における留意事項としては、全ての組合員がインボイス発行事業者であることなどとした上

6件追加

国税不服審判所は9月30日、令和7年1月分から3月分までの裁決事例6件を追加し、同所ホームページで公

証明書等には原則、年末残高が記載されているため、年末残高等証明書の添付は不要となる、勤務先が電子交付された控除証明書等の受付に対応していない

また、調書方式における控除証明書等(書面)のイメージも示されている。

年目の11月下旬頃に、入居2年目以降分が一括で郵送されるとして

読みたい記事がすぐに見つかる

税のしるべ電子版

<https://shirube.zaikyo.or.jp>

税のしるべ電子版

電子版では、本紙に掲載されていない電子版独自の記事や速報ニュース、電子版限定の連載などが閲覧できます。

一般財団法人 大蔵財務協会 販売局

〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号

TEL 03 (3829) 4141 (代)

FAX 03 (3829) 4001

URL <https://www.zaikyo.or.jp>

一般財団法人 大蔵財務協会

●信頼いただける財協の税務関係図書●

〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号 (財協ビル)

辻・本郷税理士法人審理室 編

▼A5判・400頁・定価3190円(税込)

第2版 「法人間の支配関係」に係る相談例から学ぶ

グループ法人税制・組織再編税制の重要ポイント

●複雑な制度ゆえに税務調査で誤りを指摘されることも多いグループ法人税制・組織再編税制について、執筆が実際に取った事例をもとに分かりやすく解説。今回の改訂では、共同株式移転の適格要件と税務処理、3社合併の適格要件と欠損金の引継ぎ、完全支配関係内での自己株式の低額譲渡といった具体的事例のほか、組織再編時の申告書記載例を新たに収録。

松本好正 著

▼A5判・340頁・定価3080円(税込)

出国時だけでは済まない!

贈与相続にも課される国外転出時課税の実践ポイント

●制定から約10年を経過し課税強化も囁かれる国外転出時課税。特に贈与・相続の場合は、贈与・相続税の申告と併せてみない譲渡所得等の申告も必要になる。本書では、国外転出時課税制度について、課税から取消しまでの一連の流れを体系的に説明し、本制度の重要なポイントである納税猶予の選択、その後の継続適用届出書の提出、確定事由などについても分かりやすくQ&A形式で解説。

間瀬まゆ子 著

▼A5判・220頁・定価2860円(税込)

税理士が知っておきたい

実務で直面する相続トラブル事例と予防策

●本書は、相続において税理士が直面するトラブルになりやすい具体的な事例(例えば、遺産分割のやり直しや財産評価と遺産分割・注意しなくてはならない遺言の書き方、特別受益と使途不明金・準確定申告が問題となるケース、養子縁組等々)を厳選して記述。相続実務において実際に生じている課税上の問題についても裁判例等を引き合いに詳解。トラブルになる前に読んでおきたい一冊。

田所寛幹・柳川秀和 共編

▼B5判・1300頁・定価5170円(税込)

令和7年版 相続税・贈与税の実務と申告

●「相続」そのものの捉え方から、相続税・贈与税に関する基礎知識・実務処理の仕方までを平易に解説。相続税法には「相続」「遺贈」「相続の開始」に関する規定がなく、このために必須な民法や家事事件手続法に関する解説、設例や各種申告書、明細書の記載例を充実させた実務と申告に便利な必読書。

武田恒男 編著

▼B5判・820頁・定価5830円(税込)

改訂版 国税OB税理士による

税務調査のすべて

●税務調査は、納税者と税務調査官、そして顧問税理士がレベルを高め信頼関係を築き、協力していくことで、効率的・理想的なものとなる。本書は、課税当局に勤務経験のある税理士等がQ&A形式により、税務調査の税目別対策のポイントを解説。いづれ税務調査が来ても企業が適切に対応できるように準備するための指南書。前版(令和4年9月刊)以降の改正等に対応した最新版。

◆書店で品切れの際は直接当協会へお申し込み下さい◆

TEL 03 (3829) 4141 (代) FAX 03 (3829) 4001

〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号

大蔵財務協会 オフィシャルサイト

<https://www.zaikyo.or.jp>

大蔵財務協会 オフィシャルサイト

届出期限時点で税理士法人と契約成立の証拠なし

課税事業者選択届出書の提出巡り地裁判決

医療品等の販売等を行っている法人が、その事業に関する税務事務全般を依頼していたとする税理士法人が同社の消費税課税事業者選択届出書を提出する義務を負っていたにもかかわらず、これを怠った債務不履行があり、消費税の還付が受けられず損害を被ったなど主張し、還付が受けられなかったとする消費税相当額等の損害賠償を求めていた訴訟で、東京地裁(澤村智子裁判長)は9月19日、同届出をする必要があった期限日時点で、同社と税理士法人との間に税務事務の委任契約が成立していたことを認めるに足りる証拠がないなどとして、損害賠償請求を退ける判決を下した。

訴えを起こしたのは医療品等の販売および輸出入を目的とするA社。A社の代表取締役は、同じく医療品等の販売および輸出入を目的とするB社の代表取締役とするB社の代表取締役も務めている。

翌年1月31日までとなっていた。A社が事業を再開した5年3月を含む5年2月から6年1月までの課税期間にA社が課税事業者になるためには、5年1月31日までに消費税課税事業者選択届出書を提出する必要がある。しかし、同提出をしなかったため、A社は当該課税期間に課税仕入れに係る消費税等の控除を受けることができず、消費税の還付を受けることができなかった。

争点は税理士法人がA社の5年2月から6年1月までの課税期間につき、消費税課税事業者選択届出書を提出する義務あるいはその説明をする義務を負っていたか否か。

訴訟の中でA社の代表取締役は、4年12月にB社に税務調査が入り、B社が消費税の還付を受けられなくなったことから、B社の税務事務業務を依頼していた同税理士法人の担当者に相談したところ、A社の業務を再開し、B社の業務を引き継ぐことで還付を受けることを可能にする旨のアドバイスをされたとし、その結果、5年2月ごろに同税理士法人にA社の事業再開のために必要な税務事務を依頼して税理士法人がこれを受任したにもかかわらず、5年1月31日が消費税課税事業者選択届出等の届出期限であることを説明し、期限までに同届出をする信義則上の義務があったのにこれを怠ったなど主張。

先の参院選では物価高対策のため、消費税減税がクローズアップされたが、消費税は社会保障の財源確保に欠かせない、事業者のシステム等の準備に時間がかかるなどという意見があることから課題が多い。そのため、減税が実施されるのかどうか、まったく分からない★さらに、インボイス制度には、免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置などがあり、一定割合が控除される期間があるものの、途中で控除割合が減り、最終的には控除不可となる。この経過措置の延長を求める声もあるため、どの時点でどうなるのか、これもまた予想がつかない★税制については、「簡素化を求める声は当然多い。直ちに実現しないだろうが、これからの税制改正の議論、一層の簡素化の視点での議論も期待したい。」(Y)

で、A社の主張はその前提を欠くなど指摘。A社の請求には理由がないとして、これを退けた。

軽減税率特例15%の本則化を

全法連が8年度税制改正で提言

公益財団法人全国法人会総連合(斎藤保会長)は9月26日開催の理事会で、「令和8年度税制改正に関する提言」を決議した。今回のスローガンには、中小企業の活性化に資する税制措置、本格的な事業承継税制の確立などを掲げている。

まず、財政健全化に向けて提言では、参院選において「消費税減税」が議論になったこと

とを取り上げ、その点について消費税を引きたげた場合の軽減税率は別の財源を確保するべしとし、昭和56年以降、800万円以下に据え置かれていた軽減税率の適用所得金額を、黒字中小企業の平均所得を踏まえ1600万円程度に引き上げること提言している。

具体的個別項目については、中小企業の中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置では、中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、中小企業の厳しい経営環境を踏まえ「中古設備」を含めること、少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、物価が上昇していること等を踏まえ、取

る適用期限を延長するとしている。

事業承継税制の拡充では、事業継続に資する相続については、事業継承を条件として他の一般資産とは切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を求める。

宿泊税の新設 総務相が同意

4町3村

また、特例承継計画の提出期限(8年3月末日)と特例制度の適用期限(9年12月末日)が近付いていることから、期限の延長を求め、期限が延長されないのであれば、これまでの

財務省 国税庁異動

(9月19日)

大臣官房付(国税庁長官官房付) 馬場 健

【辞職】

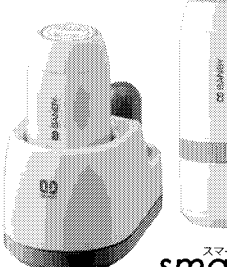
(金沢国税局総務部主任税務相談官) 長多 央

仙台国税局長(国税不服審判所次長(国税審判官)) 谷口 眞司

兼国税不服審判所次長(国税審判官)事務取扱(東京高等検察庁検事兼国税不服審判所長) 清野 正彦

プチコール PRO smart

スタンプ台なしで使える浸透印は素早く簡単に連続捺印できます。12mmから30mmまでの豊富なラインナップ!!



プチコール PRO15

電子申告済 32.12.28

山本

プチコール smart24

電子申告済 32.12.28

東京税理士事務所

こころをひと押し

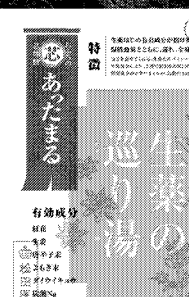
SANBY ザンビー株式会社

〒543-0031 大阪市天王寺区石ケ辻13番10号

ホームページアドレス <https://www.sanby.co.jp/>

お風呂の 芯体験

ふんだんに使った生薬が 身体を芯まで温める。



生薬の巡り湯

生薬ははじめ有効成分が 溶け出し湯へ広がる。 温浴効果とともに、 巡れ、全身へ。

気分を高めてくれる生薬とスパイシーローズウッドの香り。生薬配合により上質で贅沢なお風呂のひとつを楽しめます。保湿成分のホホバオイルが、お肌のきめを整えてくれます。

自然のあらゆる恵みを紡ぎ 人と社会を、あたためる。

松田医薬品株式会社

〒783-0052 高知県南州市左右山 229-1

TEL.088-862-1666 FAX.088-862-1770

いつの時代にも 人と社会に「安全」と「快適」を。



総合建設業

吉村建設工業株式会社

〒604-8414 京都市中京区西ノ京小倉町135

TEL(075)802-1360 FAX(075)802-1359

<http://www.yoshimurakensetu.co.jp>

平均給与が4年連続増加

平成26年分以降、最高額477万5000円

国税庁は9月26日、令和6年分民間給与実態統計調査結果を公表した。1年を通じて勤務した給与所得者の平均給与は、前年比3・9%増、18万円増加の477万5000円で、4年連続の増加となった。新たな復元推計手法（5年10月23日号2面参照）に基づいて計算した平成26年分以降で最高額となり、伸び率3・9%増は、平成3年分調査5・0%以来の伸びとなっている。

平均給与を男女別で見ると、男性は同3・2%増、18万2000円増加の586万7000円、女性は同5・5%増、17万4000円増加の333万2000円といずれも増加した。

平均給与を正社員、正社員以外で見ると、正社員が同2・8%増、14万6000円増加の544万9000円、正社員以外が同2・2%増、4万4000円増加の206万3000円だった。

事業所規模別に平均給与を見ると、「従業員10人未満」は前年比9万7000円増加の391万8000円、「従業員100人以上」は同832万円、次いで499人〜は同28万6000円増加の475万1000円、「従業員500人以上」は同18万1000円増加の538万9000円となった。

業種別では、平均給与が最も高いのは「電気・ガス・熱供給・水道業」で同7・4%増の832万円、次いで

4市町の対象指定を取消し 返礼割合3割基準等に違反

ふるさと納税

総務省は9月26日、岡山県総社市、佐賀県みやき町、長崎県雲仙市、熊本県山都町の4市町がふるさと納税の指定基準に適合していなかったことが認められたとしてふるさと納税の対象団体としての指定を取り消すと発表した。取消に係る告示は9月30日に施行され、取消期間は2年間となる。

寄附金の募集に要した費用の合計額が受け取った寄附金の合計額の5割を超過したことが判明した場合に指定

取消の対象となり得る「募集費用総額5割以下基準」や返礼品等の調達に要する費用が寄附金の額の3割を超えると指定の取消し事由となる「返礼割合3割以下基準」に違反したことが理由。

このうち、総社市の事例では、市が返礼品等として提供するお米を公社から購入単価契約を締結した上で調達していたが、公社が調達する令和6年産米の価格が購入単価を大きく上回り、公社に多大な赤字が発生すること

「金融業、保険業」が同7・7%増の702万円、「情報通信業」が同1・6%増の659万円だった。他方、最も低いのは「宿泊業、飲食サービス業」で同5・8%増の279万円だった。

また、1年を通じて勤務した給与所得者5137万人（前年比1・2%増）のうち、源泉徴収により所得税を納税している者は14・4%減の3753万人で、その割合は同13・3%減の73・1%と、定額減税の影響で所得

が見込まれたことから、市が公社に補助金を交付したため、補助金が調達費不足の補填に充当されたと認定。結果、補助金が返礼品等の調達に要する費用に当たり、補助金と返礼米の買取り費用との合算額が寄附金の額の3割を超過することに

が戻されたことを受けた。こうしたことを受けて、同省は同日、「ふるさと納税制度における各指定基準の遵守の徹底について」と「ふるさと納税制度の適正な運用について」の各通知を発出した。この中では、各地方団体に

財務省は1日、8月の税収実績をまとめた。8月税収は、前年同月比28・6%増の7兆4721億円、同

税を納税する人が減ったため減少。その税額も同7・2%減の11兆363億円で、納税者の給与総額に占める税額の割合は同0・17%減の5・25%だった。このほか、6年分の所得税で実施された定額減税についてみる

中小会計指針を見直し グローバル・ミニマムに関連して

日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所および企業会計基準委員会の関係4団体が主体となって設置された「中小企業の会計に関する指針作成検討委員会」はこのほど、「中

小企業会計指針を見直し」の指針の見直しを行い、9月29日にこれを公表した。

グローバル・ミニマム課税制度に関連する注記を求める「会社計算規則の一部を改正する省令が令和7年2月28日に公表されたことを受け、47ページの「個

な管理を徹底することや返礼品等を提供する地方団体はその理由いかにかわらず返礼の割合3割以下基準を満たすことが必要であり、物価上昇に伴う調達費用の変動が理由であっても例外とはならないことなどが示されている。

月末累計は同32・0%増の16兆9092億円だった。予算額7兆8190億円に対する進捗割合は21・7%となっている。

法基通等を 一部改正

国際最低課税額で

国税庁は9月26日、法人税基本通達等の一部改正について（法令解釈通達）を公表した。同通達は令和7年度の法人税関係法令等の改正に対応し、法人税基本通達等につき所要の整備を図ったもので、主に7年度税制改正のうち、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の改正に伴うものとなっている。同改正に係る事項以外の事項については、6月30日に法令解釈通達が公表されている（7月7日号1面参照）。

別注記表」に「国際最低課税額に対する法人税等に関する注記」の項目を加えるなどしたもの。

一方で、当該項目については、グローバル・ミニマム課税制度の適用対象で、損益計算書上、国際最低課税額に対する法人税等の金額を法人税等の金額に含めて表示しており、その金額が重要な場合

に注記が必要となる旨を付記したとしている。

なお、日税連、会計士協会はこれに伴い、「会計参事の行動指針」の改正を行った。

計算書類に関する表示については、「グローバル・ミニマム課税制度の適用対象ではない会社を前提としている」との注書きなどをして

月支給分の給与が中心の源泉徴収分は、昨年に施行された定額減税の影響がはく落したことで賃上げを背景として給与税収が増えたこと、また、令和5年10月から取りやめた親社会社間配当の源泉徴収に起因した還付金の減少などの要因により、同80・6%増の1兆9835億円と前年を大きく上回った。申告分と合わせた所得税全体は、同77・8%増の2兆266億円となっている。

法人税は、6月決算

躍進する井原グループ 総合建設業

井原工業株式会社
代表取締役 井原 伸

三星道路株式会社
代表取締役 井原 司

本社 〒799-0404 愛媛県四国中央市三島宮川
4-2-18
電話 (0896) 24-4435(代)

社会に貢献する 優良企業

カミ商事グループ

カミ商事株式会社
代表取締役社長 井川 博明

愛媛製紙株式会社
代表取締役社長 井川 和寛

日本興運株式会社
代表取締役社長 井川 正

愛媛県四国中央市三島紙屋町六番四十五号
電話 (0896) 代表 二四二五五〇

電子版掲載裁決アクセスランキング

電子版では、これまでに約1000件の国税不服審判所の公表裁決、非公開裁決を掲載しております。電子版に掲載している公表裁決、非公開裁決のうち、今年4月1日から9月末までのアクセス数上位10件は以下のとおりです。

	概要	掲載日
1	接待交際費として必要経費に算入した支出は客観的証拠の提出なく必要経費に該当しない(非公開)	令和7年9月17日
2	特定記録郵便で発送された処分の通知書は配達完了の記録がされた日が送達日(公表)	令和5年12月4日
3	事業年度末に未払計上した従業員に対する決算賞与は口頭での通知後に金額変更あり、損金算入は認められない(非公開)	令和7年5月14日
4	被相続人の死亡で取得した米国遺族年金の受給権はみなし相続財産に該当(非公開)	令和7年3月31日
5	請求人の飲食業務等は事業に該当せず、企画遂行性や一応の有償性、継続性、肉体的労力などは認められるも営利性はなし(非公開)	令和7年7月9日
6	商品の仕入れに取引実体なし、仕入税額控除は適用されない(非公開)	令和7年4月2日
7	父母が住んでいた家屋を隣接する自身の配偶者所有の家屋とあわせて「一つの住居」と主張、居住用財産の譲渡所得の課税の特例を適用も認めず(非公開)	令和7年7月23日
8	評価通達によるべきではない特別の事情は認められない、土地の売却価額は特定の事情の下で算定されたにすぎない(非公開)	令和7年4月9日
9	概算払による補助金の益金算入時期巡り処分を一部取消し、「金額確定通知があったとき」ではなく「交付を受けたとき」(非公開)	令和7年8月6日
10	被相続人が申告し確定した相続税額が、相次相続控除の計算基礎となる第一次相続税額に該当(非公開)	令和7年4月16日

税のしるべ電子版は、本紙の購読者ならどなたでも簡単な利用登録をするだけでご利用いただけます。電子版には、本紙にはない魅力がたくさんあります。例えば、本紙には掲載されていない電子版独自の記事や速報ニュース、電子版限定の連載などが閲覧できます。また、判決や裁決の記事等で、本紙よりも詳細な内容を盛り込んだ「詳細版」の掲載、同一事案の判決と裁決のリンク、関連記事の表示や資料へのリンクなど、電子版だからこそできる機能があります。ここでは、電子版の主なコンテンツや機能を紹介します。



電子版は本紙より早く 情報を発信

電子版独自の 記事等を配信

電子版独自の記事を配信します。「速報ニュース」や「判決速報」では、本紙よりも早く、重要な情報や注目の判決の記事をお届けします。「調査事例」では、当局の法人税や所得税、相続税などにおける調査事例を配信しており、一部の調査事例では、事例を分かりやすく図解で示した「ポンチ絵」を掲載しています。また、本紙に掲載されていない「非公開裁決(本紙未掲載)」と「査察事件の告発事案」も配信しています。

検索・閲覧

過去の記事を検索・閲覧できます。本紙のニュース記事は平成21年1月から収録しています。スマートフォンやタブレットでの閲覧も可能です。また、記事の下には関連記事の見出しが表示され、すぐに関連記事を閲覧できます。

詳細版

一部の判決・裁決では、本紙より多くの情報を盛り込んだ「詳細版」を掲載しています。該当記事のページ上部にある紫色の詳細版ボタンをクリックすると閲覧できます。通常版ボタンをクリックすると本紙記事に戻ります。

先取り紙面

本紙の発行と電子版での本紙の配信は月曜日です(休刊を除く)。電子版では、本紙の記事の一部を先取りして、原則、本紙の発行日・配信日である月曜日の3日前となる金曜日に配信します。配信時間は16時以降となります。

マイクリップ

気になる記事やあとで読みたい記事を「MY Clip」に保存できます。記事は100件まで保存が可能で、削除もできます。記事ページの上部にある「後で読むMY Clip」のボタンをクリックすると、その記事が保存されます。

判決と裁決

判決や裁決の記事で、同一事案の判決や裁決の記事を掲載している場合は、それぞれの記事がすぐに閲覧できるようにリンクを表示しています。また、最新の地裁判決と高裁判決の記事には、電子版のみ事件番号を掲載しています。

紙面の閲覧

本紙の記事は、PDF形式により、紙面の形のまま閲覧することができます。写真等はカラーでの表示となり、印刷することも可能です。なお、令和6年2月26日号以前の発行号は、電子ブック形式での閲覧となります。

電子版の利用手続

本紙を購読されている方

<弊会からの郵送にて購読している方>

弊会ホームページまたは税のしるべ電子版のトップページにある、電子版利用登録

フォームにアクセスし、IDとパスワードを登録するとご利用いただけます。IDは、本紙送付時の宛名右下に記載の7桁の数字(顧客コード)となります。

<新聞販売店からの配達にて購読している方>

電子版利用登録についてご説明させていただきますので、弊社販売管理部(TEL03-3829-4143)までご連絡をお願いいたします。

本紙を新規で購読申込みされる方

弊会ホームページまたは税のしるべ電子版から定期刊行物年間購読フォームにアクセスしていただき、本紙のご購読をお申し込みください(メールアドレス必須)。

購読料の請求書送付時にIDと仮パスワードをお知らせいたします。仮パスワードは電子版のログイン画面より任意でご変更いただけます。



もっと自由に もっと楽しく
日々を彩り 暮らしをデザインする

豊島
▲ TOYOSHIMA
ライフスタイル提案商社
www.toyoshima.co.jp



最高の新戦力。
どんどん三洋号が、面白くなる。

SANYO
本社：名古屋市千種区今池3-9-21
TEL (052) 733-3401

maruta

新しい物流サービスを創造していく
service creation

丸太運輸株式会社

代表取締役社長 高村 重好

マルタスカイワーク

高所作業車のレンタルは、マルタスカイワークにお任せください。

名古屋市南区加福
本通2丁目19番地
TEL.
052-611-1151

〒467-0856
愛知県名古屋市長区瑞穂区新開町
22番20号

TEL (052) 872-3311
FAX (052) 871-1531
URL <http://maruta.co.jp>

続

傍流の正論

税相を斬る

■弁護士・税理士 品川 芳宣

61

死亡退職により退職給与が支給されることは、ままあることではあるが、それが、役員退職給与の場合、特に、創業者役員が死亡した場合には、その金額が億単位にもなることもあって、その退職給与の支給時期等をめぐって課税上大きな問題となる。

この点について、相続税法3条1項2号は、被相続人の死亡により相続人その他の者が当該被相続人に支給されるべきであった退職手当金、功労金その他これらに準ずる給与で被相続人の死亡後3年以内に支給が確定したもの、功労金を受けた場合には、当該相続人等が当該退職手当金を相続によって取得したものとみなす旨定めている。

すなわち、相続人が被相続人の死亡後3年以内に確定した退職手当金を取得した場合には、相続税が課税されるが、相続人が被相続人死亡3年後に確定した退職手当金を取得した場合には、相続財産に該当しないから一時所得として所得税が課税されることになる。これらの場合、相続税として課税されると、相続財産の課税価格が6億円を超えていれば、当該退職手当金から相続人一人当たり500万円を控除した残額に55%の税率が課されることになるが、所得税として課税されると、当該退職手当金から50万円控除した後の金額の2分の1が課税標準となる。この場合、大黒柱が死亡したということでは他に所得がなければ、その平均税率も55%を大幅に下回ることになる。

このように、死亡退職手当に相続税が課税されるか所得税が課税されるかによって税負担が大幅に異なることになるが、相続人が当該退職手当支給の確定時期を死亡3年後になるように被相続人の勤務先に依頼した場合に、どのような課税問題が生じるかである。

勤務先（会社）としても、死亡した役員の功績が大きければ、遺族の要望を無視できないであろうが、退職給与の支給時期を恣意的に遅ら

せた場合には、法人税の課税関係も検討する必要がある。

法人税法上、役員退職給与については、それが不当に高額でない限り、所得金額の計算上損金の額に算入されるが、その損金算入時期については、当該退職給与の確定時期による。一般の退職給与であれば、法人税法22条3項2号に定める費用であろうから、債務確定基準が適用される。

すなわち、法人税基本通達2-2-12によれば、「債務の確定」は、当該事業年度終了の日までに、①当該費用に係る債務が成立していること、②当該債務に基づいて具体的な給付をすべき原因となる事実が発生していること、及び③その金額が合理的に算定することができること、の3要件を満たしているか否かによって判断される。

他方、役員退職給与については、法人税基本通達9-2-28が、「退職した役員に対する退職給与の額の損金算入の時期は、株主総会の決議等によりその額が具体的に確定した日の属する事業年度とする。ただし、法人がその退職給与の額を支払った日の属する事業年度においてその支払った額につき損金経理をした場合には、これを認める。」と定めている。

このような相続税法並びに法人税法及び法人税基本通達の規定（取扱い）に照らせば、冒頭に述べたように、被相続人に係る退職手当金の確定時期を恣意的に当該被相続人の死亡3年後に確定し、支給したとしても、当該退職手当金は、相続人に対しては、一時所得として所得税が課税され、支給する会社側としても、当該退職手当金を確定した事業年度の損金の額に算入することができるものと解される。

しかしながら、当該退職手当金を支給する会社が同族会社に該当する場合には、相続税法64条又は法人税法132条に定める「同族会社等の行為又は計算の否認」規定が適用される場合も考えられる。すなわち、同族会社等が介在した行為・計算については、税務署長が、相続税等の「負担を不当に減少させる」と認めた場合には、税務署長の認めるところにより、更正又は決定が行われることになるので、留意を要する。

死亡退職手当金

所得税 基本講座

必要経費を考える

■税理士 日高 大開

1

はじめに

「必要経費」と聞くと、税金を計算する際に、売上や収入から差し引く経費を思い浮かべる方は少ないことでしょう。そのように考えると、土地を売却した際に不動産会社に支払う仲介手数料や、生命保険の満期保険金を受け取った際に控除する既払保険料も必要経費ということになりますし、あなたがサラリーマン（給与所得者）であれば、給与所得控除も概算の必要経費だというようにいえるかもしれません。

しかし、所得税法上、必要経費とは、不動産所得、事業所得又は雑所得（以下、当講座では「事業所得等」といいます。）の総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るため直接に要した費用の額及びその年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用などというものとされ、限定的に定められています。また、事業所得等に係る所得金額の計算方法は、その年中の総収入金額から必要経費を控除することになっています。

つまり、事業所得等を有する個人にとっては、必要経費の額がいくらであるかということが、その年分の税額を算出する上で重要な要素の一つとなるのです。

判定が困難なケースが散見 必要経費と家事関連費等の区分

他方、所得税法には、家事上の経費やこれに関連する経費（以下、当講座では「家事関連費等」といいます。）は、必要経費に算入しないという規定があります。必要経費が業務遂行上の経費だとすれば、家事関連費等は、人が生活していくための経費ということが出来ます。

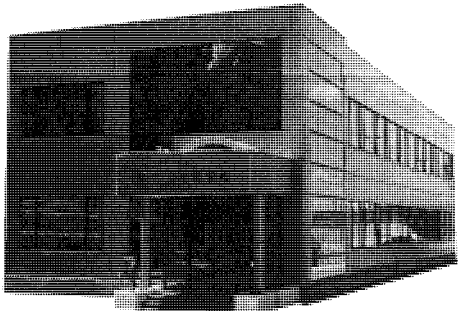
必要経費と家事関連費等は、本来明確に区分されなければならないものです。ですから、これらの判定が曖昧であったり、合理的な計算方法等により区分されなかったりすれば、それは正しい所得金額や税額を算出したということにはなりません。

近年、個人のネット取引やダブルワークによる自宅でのサイドビジネスが社会現象化し、それらに係る確定申告も相まって、必要経費は一層身近なものになりました。また、納税者の意識にも変化が生じ、必要経費と家事関連費等の区分において、容易かつ客観的に判定することが困難なケースが散見されるようです。

そのため、当講座では、所得税法第37条第1項に規定する必要経費をテーマに、それとは相容れない家事関連費等との関係や、法人税法上の損金との違いなどを交えながら、どのようなものが必要経費として取り扱われるのかを考えていくことにします。

日高大開（ひだか・ともはる）氏の略歴 一橋大学国際・公共政策大学院修了、国税庁長官官房総務課、同課税部審理室、東京国税不服審判所（法規・審査担当）、東京国税局等勤務を経た後、現在、税理士法人研輝社員税理士。

信頼と確かな技術の総合建設業!!



ISO9001 JQA-QM7681 認証登録
ISO14001 JQA-EM6007 認証登録



株式会社 三村興業社

代表取締役 小笠原 國男

本社 青森県上北郡おいらせ町下明堂30番地10号 Tel.0178-52-5751

八戸営業所 青森県八戸市大字市川町字稲荷岱43の2 Tel.0178-52-5131

一級建築士事務所 青森県上北郡おいらせ町下明堂30番地10号 Tel.0178-52-5751

<https://www.15mimura.co.jp>

北国津軽が育んだ、手造りのお酒



豊盃醸造元

三浦酒造株式会社

〒036-8316 青森県弘前市石渡五丁目1-1

TEL.0172-32-1577 FAX.0172-32-1581

●お酒は20歳になってから、おいしく適量を。●妊娠中や授乳期の飲酒は、控えましょう。

裁決事例集

257

裁決のポイント

請求人が取引先から受注した各工事は法基通9-6-3に定める「継続的な取引」に該当せず、売掛金は貸倒損失として損金の額に算入されないとした事例。

請求人が、取引先に対する売掛金を貸倒損失として損金の額に算入し、また、貸倒れに係る消費税額を課税標準額に対する消費税額から控除して、法人税等及び消費税等の各確定申告をしたところ、原処分庁が当該貸倒損失は損金の額に算入されないなどとして更正処分等をした。それに対し、請求人が原処分の全部の取消しを求めた事案で国税不服審判所は、請求人が当該取引先から受注した各工事は法人税基本通達9-6-3(一定期間取引停止後弁済がない場合等の貸倒れ)（本件通達）に定める「継続的な取引」に該当せず、当該売掛金は貸倒損失として損金の額に算入されないとして、処分は適法であるとした（令和6年8月26日付、非公開裁決）。

基礎事実等

請求人は、建築工事業等を目的として設立された法人で、本件取引先は、飲食業を目的として設立された法人。

請求人が、原処分庁所属の調査担当職員による調査の際、原処分庁に提出した取引の明細（本件明細）には、平成26年5月1日から平成27年4月30日までの事業年度（平成27年4月期）、平成31年4月期及び令和2年4月期において、本件取引先に対して各工事（本件各工事）を行った旨や、請求人が本件取引先から本件各工事の代金として受領した各金額が記載されていた。

各工事は「継続的な取引」に該当せず、売掛金は貸倒損失として損金算入されない

編集部編

請求人は、令和4年3月25日付で、本件取引先に対して、本件各工事の代金の残額684万2446円の支払を求める旨の書面を発行し、本件取引先に交付した。請求人は令和2年の工事(表⑭)が完了して以降、令和4年までの間、本件取引先との間で取引を行っていないかったところ、同年5月31日付で、本件取引先に対して、本件工事Aの見積金額を192万1865円とする旨の書面を発行した。請求人は、令和4年8月10日付で、本件取引先に対して、本件工事Aの代金として192万1865円の支払を求める旨の書面を発行し、本件取引先は、同月31日に、請求人に対して、本件工事Aの代金として192万1865円を支払った。請求人の総勘定元帳上、本件取引先に対する本件各工事（代金を請求していない工事を除く）に係る売掛金の総額は、令和4年4月期の末日においては684万2446円であった（本件売掛金）。

請求人は、令和4年4月30日付で、本件売掛金から備忘価額として1円を控除し、また、仮受消費税等として59万1701円を控除した残額625万744円を貸倒損失として損金経理した（本件貸倒損失）。

性を考慮しつつ、継続的な受注を期待しながら5年以上の長期にわたって本件各工事を行っていた上、本件取引先も工事代金の一部を未払いにすることにより請求人との取引を継続する意思を表明していたことから、本件各工事は本件通達に定める「継続的な取引」に該当し、本件通達の定めにも則り貸倒れとして損金経理した本件取引先に対する本件売掛金は、貸倒損失として損金の額に算入される。

審判所の判断

①請求人と本件取引先との間で工事の必要性が継続的にあることを前提とした基本契約書等のやり取りはないこと、②本件取引先が営む事業の内容に照らせば、本件取引先が建物等に関して工事をする状況になることや特定の時期にそのような状況が発生することが確実であったとは認められないこと、③本件各工事の内容等は様々であり、その工事に別引渡しがされていることなどからすると、請求人が本件取引先から工事を継続的に請け負う関係にあったといえることはできず、むしろ、請求人と本件取引先は、本件各工事の必要性が生じた都度、工事の受発注と代金の請求を行っていたとみるのが自然である。

本件取引先に対して、親戚関係や地域

請求人の主張

したがって、本件各工事は本件通達に定める「継続的な取引」に該当せず、本件売掛金は貸倒損失として損金の額に算入されない。

本件各工事の内容等			年月日	工事内容
平成27年4月期	平成26年	①	5月16日	カーペット敷工事
		②	6月20日	〇〇工場工事
		③	7月15日	店舗改装工事
		④	9月9日	看板工事
平成31年4月期	平成27年	⑤	3月28日	本店坪庭増設工事
	平成30年	⑥	6月29日	本店移転工事
		⑦	7月18日	動力回路他改修工事
		⑧	10月31日	看板、電気工事等
	平成31年	⑨	12月6日	外壁工事
令和2年4月期	令和元年	⑩	2月22日	外部テント工事
		⑪	12月20日	本店屋外工事
		⑫	12月28日	店舗既存分撤去・解体・土木工事
	令和2年	⑬	12月28日	店舗改装工事
		⑭	1月31日	イートイン工事

※各工事に対応する年月日は、本件明細の請求書日付、見積書または納品書に記載の日付による。

注目の二冊

税理士が知っておきたい

実務で直面する

相続トラブル事例と予防策

間瀬 まゆ子 著

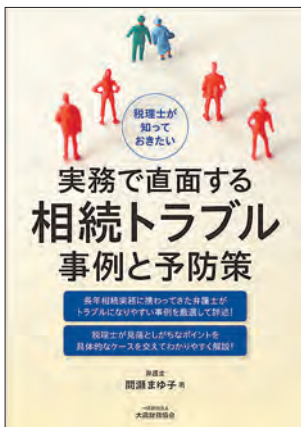
本書は、相続において税理士が直面するトラブルになりやすい具体的な事例（例えば、遺産分割のやり直しや財産評価と遺産分割、注意しなければならぬ遺言の書き方、特別受益と使途不明金、準確定申告が問題となるケース、養子縁組等々）を長年相続実務に携わってきた弁護士が厳選して記述。

相続実務においても実際に生じている課税上の問題についても裁判例等を引き合いに詳解。

意思能力、簡単に遺す遺言、配偶者居住権の利用、債務の承継について記載のない遺言と債務控除、一部の財産についての遺言（遺産分割と遺留分）、一部の財産についての遺言（敢えて遺産の一部を対象とする遺言、相続人のいない相続と譲渡所得税の申告、特別受益と遺留分の区別、非上場株式が分割の対象となる場合の評価と問題点、遺産分割を相続人全員の合意によりやり直した事例、養子の連れ子の相続権などの事例を掲載。

トラブルになる前に一読しておきたい一冊。

A5判、220ページ。定価2860円（税込み）。申し込みは、（一財）大蔵財務協会販売局（TEL 03-3829-4141、FAX 03-3829-4001）。



ご贈答に、「ビール共通券・清酒券」どの銘柄とも交換できる

全酒協のビール共通券・清酒券のお買い求め、お引き換えはこのステッカーの酒販店をはじめ全国の酒類販売店で。

\\ こんな時に「ビール共通券・清酒券」を! //



全酒協発行のビール共通券・清酒券は、『有効期限』が設定されておりますので、お早めに商品との交換をお願いいたします。
【※有効期限:2031年3月31日】

◎全国酒販協同組合連合会(全酒協)

登録番号関東財務局長 第 00090 号 / 一般社団法人 日本資金決済業協会会員 第 00082 号
〒153-8640 東京都目黒区中目黒 2-1-27 tel.03-3714-0177 http://www.zensyukyo.or.jp



ビール2缶券 ¥915(非課税)



缶ビール2缶券 ¥560(非課税)



清酒特撰券 ¥2,880(非課税)



清酒上撰券 ¥2,470(非課税)

飲酒は20歳になってから。お酒はおいしく適量を。飲酒運転は絶対にやめましょう。妊娠中や授乳期の飲酒は、胎児・乳児の発育に悪影響を与えるおそれがあります。

ふるさと納税

ユニークな返礼品を探る

■編集部編 1

本コーナーにおいて昨年10月から12月までは、ふるさと納税における「ユニークな使途」に焦点を当てて連載を実施していたが、今年は「ユニークな返礼品」を取り上げていくこととする。例えば、日常生活では出来ない「体験」を返礼品とする事例などを紹介していきたい。

今回紹介するのは、大相撲本場所の土俵を製作する地元企業（わら細工の製作販売等企業）の「わら細工職人」と一緒に、わら細工の製作を体験できるという事業。長野県の飯島町が実施している。

同町は同県の南部、伊那谷のほぼ中央に位置し、東に南アルプス、西に中央アルプスを望む位置にある。交通は中央自動車道、J R 飯田線、国道153号線などが町内を縦断し東京、名古屋からの交通の便も非常によいとされる。

同町は江戸時代、幕府の陣屋が置かれていた歴史の街でもある。飯島陣屋は江戸時代初め、延宝5年（1

職人と「わら細工」を体験

1組2名まで、2日かかることも

677年）に設置されたといわれている。伊那郡を中心とする幕府直轄領（天領）を支配する拠点として置かれたもので、それ以来、幕末にいたるまで続き、明治維新以後は伊那県庁として使われた。伊那県は、明治4年11月に廃止されたが、同町は江戸時代から明治初期に至る200年近い間、信濃の国や伊那県の政治上、重要な役割を果たしていた。

ふるさと納税の返礼品は、そんな場所で「わら細工」を体験することである。

現地において、1組2名までで実施する。体験時間は約8時間、そのため、1日だけでなく、2日かかることもあるようだ。返礼品は「体験」なので、体験を希望した場合は現地集合現地解散、交通費等は自己負担、宿泊の予約・費用も自己負担となる。

ふるさと納税関連サイトで、その地元企業は、「伝統をあむ。遊び心もあむ。それが弊社の姿勢です。伝統的なわら製品は、『俵』『しめ縄』『しめ飾り』、おひつを保温する『わらいずみ』など」とし、なかでも、保温性が高く、なめらかで、あみこみ模様が美しい「わらいずみ」をあめる職人は、現在、日本で数名のみで、そのうち2名が同社の職人であるといい、同社の「わらいずみ」は、有名寿司店を始め、多くの寿司店で愛用されているとしている。

国税庁は税務行政のDXを推進していますが、争訟に関するデータを分析した情報は見る機会が少ないという印象です。そこで、この連載では、国税不服審判所のホームページで公表されている裁決要旨や開示請求により入手した情報を分析し、争訟の実像に迫りたいと思います。

（取消率）
H15年度まではおおむね800件台の裁決がされていましたが、H16～24年度にかけて600件台に減少、その後、H25年度以降は300～400件台で推移しています。

（取消率）
取消率（全部取消十一部取消を計算してみると）H20年度までは20%を超える年度もありましたが減少傾向にあり、平均は16.5%

取消率は減少傾向、裁決の掲載率も低下

審査請求の裁決書単位の処理件数を集計・分析

(単位：件)							
年度	全部取消	一部取消	棄却	却下	不明	計	公表裁決
H 8	23	82	386	35	—	526	23
H 9	33	99	599	41	—	772	55
H10	31	131	635	65	—	862	70
H11	28	93	533	63	—	717	50
H12	35	118	585	87	—	825	97
H13	43	101	652	72	—	868	86
H14	46	134	607	76	—	863	102
H15	42	152	632	72	—	898	80
H16	46	91	628	63	1	829	50
H17	40	87	466	51	1	645	49
H18	47	77	530	78	—	732	79
H19	28	65	472	85	1	651	53
H20	36	97	455	60	1	649	75
H21	29	74	445	73	—	621	79
H22	40	82	464	70	—	656	73
H23	45	59	484	90	—	678	91
H24	42	53	410	66	—	571	78
H25	24	46	304	64	—	438	61
H26	22	30	248	64	3	367	44
H27	18	42	311	70	—	441	52
H28	12	39	288	44	—	383	44
H29	12	27	317	69	—	425	42
H30	13	30	355	49	—	447	50
R 1	12	35	295	47	—	389	41
R 2	15	38	218	38	—	309	26
R 3	19	32	231	36	—	318	26
R 4	19	27	314	53	—	413	26
R 5	23	15	256	46	—	340	28
R 6	9	14	268	38	—	329	20
総計	832	1,970	12,388	1,765	7	16,962	1,650

裁決書単位の処理件数・割合は？

審判所が公開している裁決要旨から、裁決書単位の処理件数を集計し（表参照、H8年度は7～3月、R6年度は4月～12月までの数値）、分析してみました。（裁決件数）

率に比べて、全部取消率は平均4.9%で、明確な傾向があるわけではありません。他方、一部取消率は平均11.6%ですが、年々減少傾向にあり、H8～22年度まではおおむね10%を超えてきましたが、H23年度以降は10%を超える年度が

4回しかない状況です。一部取消には、争点外の単なる計算誤りも含まれていますが、それを除くと、実質的な取消率はさらに数%低い割合になると思われます。（公表裁決掲載率）

裁決が公表されることになっていきます。公表裁決に掲載された割合を計算してみると、平均9.7%であり、H12～R1年度はおおむね10%を超える掲載率がありましたが、R2年度以降は6～8%程度の掲載率となっています。

応募方法

正解された方に抽選で弊会の新刊本をプレゼントいたします。パズルの答え、住所、氏名、年齢、職業、本紙への意見等をお書きの上、下記のメールアドレスにお送りください。

✉ quiz@zaikyo.or.jp

当選者の発表は、発送をもって代えさせていただきます。

<締め切り> 10月12日(日)

前回の答え **806** 万キロ

太線で区切られた3×3の9マスには1～9の数字がそれぞれ1つつ入ります。タテやヨコの9マスの列にも1～9の数字がそれぞれ1つつ入ります。アルファベットのマスに入る数字を並べると、令和5事務年度に酒税調査が行われた酒類製造場数になります。

答え= 場

ナンプレの予想難易度：10

		7		1			6	
		5			2			7
2								1
		9	4	5	8			6
			1				7	
3	B				9	4	1	5
4			A					2
1				3			4	C
	3			7		8		

豊かな経験、確かな技術。



㊤ 大一電気工業株式会社
取締役社長 長瀬 裕亮

本社／〒760-0067
高松市松福町2丁目4-6
TEL087-851-1178(代)
FAX087-851-3621

支店／愛媛 営業所／徳島・北島
建設所／綾川

夢中で未来を思いに。
上坂会計グループ

税務の申告と相談は

税理士法人 上坂会計

公認会計士 上坂 朋宏 税理士 片川 長州
税理士 倉田 一寿
行政書士

今立事務所 〒915-0256 福井県越前市赤坂町4号1番地
TEL(0778)43-1177(代) FAX(0778)43-1176
福井事務所 〒918-8025 福井県福井市江守中2丁目1312
TEL(0776)33-1117(代) FAX(0776)36-8245
小浜事務所 〒917-0069 福井県小浜市小浜白鬚100
TEL(0770)64-5893(代) FAX(0770)64-5968

租税教育フォーラムを開催

淡路地区租推協など 60人が参加

兵庫・淡路地区租税教育推進協議会(会長 伊藤博洲本税務署長)と公益社団法人淡路納税協会の三津久直(三津久直)の組合連合会(秦紳一郎)は、このほど、税務士をはじめで、第一部は、山口大学の富田愛優講師が「租



達で決め監視する権利について説いた。

第二部では、租税教育の在り方について、富田講師とパネリスト7人によりディスカッ

ションした。税の無知・無関心へのアプローチとして、租税教室では「記憶に残る授業を心がける」「国を自分達で守る意識を伝える」「社会の現状をし

「小学生起業家体験講座」を開く

日野法人会 税金教室も開催

東京・公益社団法人日野法人会(飯島康裕会長)はこのほど、2日間(2日)にわたり多摩市の聖蹟桜ヶ丘関戸公民館で「小学生起業家体験講座」を開催した。座を

料の仕入れ、商品作り、商品販売、決算書作成、起業に当たり融資を受けた借入金金の返済、社

九北法連が総会開く

来賓に福岡局の小澤局長ら

九州北部法学会連合会(柴戸隆成会長)は、8月29日、福岡市で第13回定時総会(理事会)を開催した。



法連の相互連絡を密にし、育成強化に努める、②法人会活動の充実強化策の研究、③税務当



この後、租税教育活動事例発表が行われ、同連合会の代表として11月20日に山梨県で開

人徳島法人会(岡田好史会長)はこのほど、租税教育の一環で税の意義等を正しく理解し、親しんでもらうこ

参加者からは「楽しみなが税について学ぶことができた」との



最後に、財務省主税局と「うんこドリル」がコラボした税金の役割がよく分かる「税金パンフレット」を受け取り、税金の大切さも学

10月21日開催 オンラインセミナー 最近の税務調査における「否認」の動向

(アーカイブ配信あり)

コロナ禍による影響で落ち込んだ法人税の実地調査件数は回復基調にあります。セミナーでは、近年の税務調査の動向について、報道発表資料や情報公開請求し開示された会議資料を基に事前の防衛策のほか、質問応答記録書についても開示方法などに触れ、調査への対応策を解説します。

日時 2025年10月21日(火) 13:30~16:30
※研修時間: 3時間

受講方法 オンライン型
(ライブ配信と後日に提供するアーカイブ配信の両方を視聴できます)

【アーカイブ配信期間】
10月29日~11月12日

講師 税理士・清水太一(しみず・たいち)氏
東京国税局調査第四部(連結法人調査担当) 国税調査官、同局同部(大規模法人調査担当) 主査、同局同部(海外取引等調査担当) 国際税務専門官、同局調査第三部(移転価格等調査担当) 国際税務専門官、同局調査第一部主任国際情報審理官付(A P A 担当) 国際税務専門官等を経て、令和6年6月退職(令和6年8月税理士登録)。

受講料 1名につき 15,000円
(税込・レジュメ代を含む)
※「税のしるべ」購読者の方は、割引価格12,000円(税込)となります。

テキスト レジュメ

申込方法 大蔵財務協会ウェブサイトの申込フォームよりお申込みください。



公益社団法人札幌北法人会青年部会(牧野克彦部会長)では、4月から7月にかけて、管内の小学6年生を対象にした租税教室を計画し、このうち、札幌市立太平南小学校では、学校からの要請を受け租税教室に引き続き「キャリア教育」の

授業を行った。写真。同校では、児童に仕事を学ぶ機会を提供することを目的とした「キャリア教育」に力を入れており、5年連続でキャリア教育の授業を行っている。

最後に中島副部会長は「勉強や習い事、あるいはスポーツにおいても辛くて嫌になることがあると思いますが、そこであきらめず目標に向かって頑張ってください」とエールを送り、授業を締めくくった。

真弓皮フ・泌尿器科

医療法人社団 研友会

院長 真弓 研 介

高松市福田町13番地3

TEL (087)821-3913



道 BEER 後

One gulp of beer taken just after a bath is the time when you feel most refreshed.

水口酒造株式会社 愛媛県松山市道後喜多町3-23
tel. 089-924-6616 fax. 089-924-3707